

平成 27 年度「大学教育再生加速プログラム（AP）」審査要項 ～テーマⅣ 長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）～

「大学教育再生加速プログラム（AP）」の審査は、この審査要項により行うものとする。

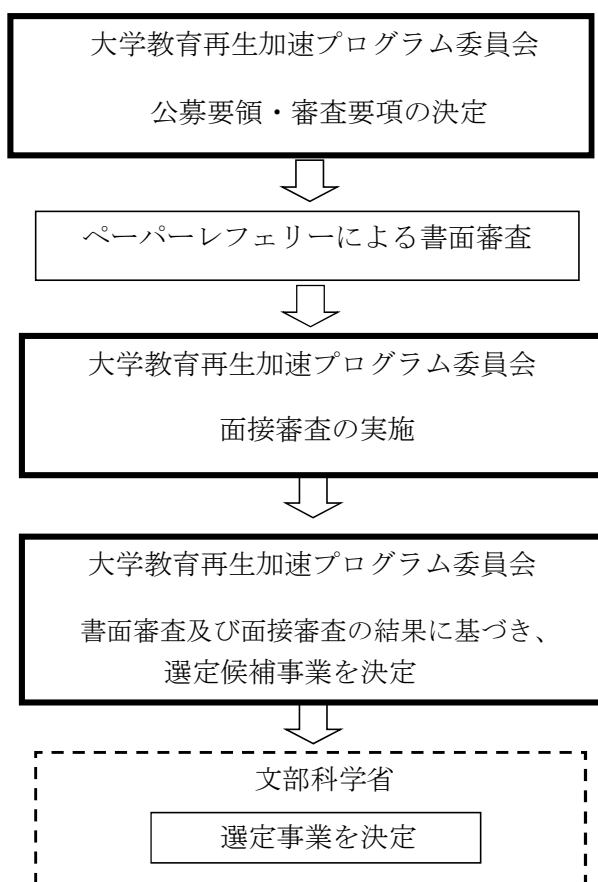
I. 審査方法

1. 審査体制

- (1) 外部有識者・専門家からなる「大学教育再生加速プログラム委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 委員会に、「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。

2. 審査方法

- (1) ペーパーレフェリーによる書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に文部科学省が面接審査の対象事業を設定する。（件数は選定予定件数の 1.5～2 倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。



II. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の個別の評価項目に加え、学校種や設置形態、大学の規模、学問分野等のバランスや他の補助金（大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金）の選定状況を踏まえ、特定の大学に集中することのないよう配慮するものとする。

1. 評価項目

(1) 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ・事業は大学全体の改革の一環として位置付けられているか。【大学全体の改革における位置付け】
- ・申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものとなっているか。【教育改革の実績】
- ・今後も上記改革を継続して推進する計画となっているか。【今後の教育改革の計画】

(2) 達成目標と具体的な事業内容

<全体像>

- ・目標が達成されることが、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか（波及効果が期待できるものか（費用対効果を勘案する））。先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか。【波及効果、費用対効果】
- ・事業内容は、大学の改革方針、目標、養成する人材像及び「1. これまでの教育改革の取組と今後の方針」（申請書様式2）の内容と照らして妥当なものになっているか。【改革方針、人材像からみた妥当性】

<具体的な実施内容>

- ・目標の達成に必要な実施内容が盛り込まれているか（過大・不必要な内容が盛り込まれていないか）。【実施内容の適切性】
- ・定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容となっているか。【目標の妥当性】
- ・目標及び計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものとなっているか。【実現可能性】

<テーマⅣの評価項目>

- ・学生が国内外問わず多様な体験活動に参加しやすくなるよう、4学期制の導入等、学事暦を工夫あるいは見直しするものであるか。もしくは既に工夫または見直しされているものであるか。【学事暦の工夫】
- ・より多くの学生に機会を提供する展開が見込まれるものであるか。【対象学生数】
- ・入学直後等の時期を中心に、できるだけ低年次かつ教育的効果の高い時期に実施するものであるか。【体験活動時期】
- ・1か月以上のまとまった期間であって、教育的効果の高い期間を設定するものであるか。【体験活動期間】
- ・体系的な教育課程上の位置付けが明確であるか。また、その活動によって身につけることができる能力は明確になっているか。【教育課程上の位置付けと修得能力の明確性】
- ・「留学」や「インターンシップ」、「ボランティア」、「フィールドワーク」など、学生が学外の多様な体験活動に参加するものであるか。【活動の多様性】
- ・学生が自ら活動先を開拓、活動内容を企画するなど、学生の主体性を重視したものであるか。【活動内容における学生の主体性】
- ・学生の活動資金はアルバイト等で調達し、一部を外部資金等により支援するマッチング方式を取り入れる等、教育的観点を含むものであるか。【活動資金のマッチングファンド】
- ・事前・事後指導が効果的なものであるか。【事前・事後指導】

- ・教育効果の把握と非常時の対応体制、学生の活動先との緊密な連携体制を構築し、運営するものであるか。【運営体制】
- ・学生の活動先（地方公共団体、企業等）との関係性において、互恵的な協働体制を構築するものであるか。【活動先との協働】

（3）学内の実施体制

- ・本事業の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか（学長を中心とした体制の整備、学内への周知徹底を含む）。【明確な実施体制】
- ・実績評価が適切に実施できる体制が整備されているか。【評価体制の整備】
- ・評価の実施計画及び達成目標に対する達成度、学生や卒業生を対象とした調査等による学生の能力向上・学修行動の変化等、客観的データに基づいた把握・分析を行い、プログラムの改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築されるものとなっているか。【適切な評価の実施と PDCA サイクル】

（4）事業実施計画

- ・各年度の実施計画は妥当かつ具体的なものとなっているか。【計画の具体性】
- ・各年度の実施計画は、補助期間終了時の達成目標から照らして適切なものとなっているか。【計画の妥当性】
- ・学内体制、専門人材の配置や学生の受入先等学外との連携体制、FD・SD の実施計画等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。【体制的な事業の継続性】
- ・資金計画の面から、4年目、5年目の補助金額逡減時に、事業規模を縮小せず計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。【資金的な事業の継続性】

（5）他の公的資金との重複状況

- ・（以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合）今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか。【これまでの取組の発展性】
- ・他の公的資金との重複はないか。【他公的資金との重複】

（6）複数大学での連携について

- ・複数大学で連携する必要性・重要性が示されているか。【複数大学間連携の必要性】
- ・複数大学での連携が、実質的なものとなっているか。【複数大学間連携の実質性】

（7）各経費の明細

- ・申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ・過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

2. 審査基準

(1) 書面審査

①書面審査は、ペーパーレフェリーが、上記評価項目（評価項目「(5) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

②評価項目ごとの評価の取扱いは、別紙のとおりとする。

③書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。

④特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

(2) 面接審査

面接審査は、委員会がペーパーレフェリーの協力も得て実施し、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について以下の3段階の区分により判断することとする。

区分	評価
○	選定すべきである
△	学校種や設置形態、大学の規模等のバランス等を考慮の上、選定を判断
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

III. その他

1 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 選定された事業は、独立行政法人日本学術振興会Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員及びペーパーレフェリーの氏名は事業選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に関係する委員及びペーパーレフェリーは、関係大学の審査を行わないものとする。
(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員及びペーパーレフェリーは上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行

わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

「大学教育再生加速プログラム（AP）」書面審査の評価の取扱いについて

平成 27 年度大学教育再生加速プログラム審査要項に基づく、書面審査における評価の取扱いについては、以下のとおりとする。

【評点の考え方】

- 各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定する。
- 各評価項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて評価に重み付けをする。

【100点 満点※】

評価項目	係数	a	b	c	d	e
		(5点)	(4点)	(3点)	(2点)	(1点)
1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤	2.0	10	8	6	4	2
2. 達成目標と具体的な事業内容	10.0	50	40	30	20	10
3. 学内の実施体制	4.0	20	16	12	8	4
4. 事業実施計画	3.0	15	12	9	6	3
5. 他の公的資金との重複状況						
6. 複数大学での連携について※	1.0	5	4	3	2	1
7. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

※「6. 複数大学での連携について」は、合計点には含めず、共同申請の事業を比較する場合のみ使用する。